

新潟市地域保健福祉センター条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 18 年 12 月 21 日

新潟市長 篠田 昭

新潟市条例第 93 号

新潟市地域保健福祉センター条例の一部を改正する条例

新潟市地域保健福祉センター条例（平成 9 年新潟市条例第 40 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条第 1 項中「新潟市地域保健センター（以下「保健センター」を「新潟市健康センター（以下「健康センター」に改め、同条第 3 項を削り、同条第 4 項中「保健センター」を「健康センター」に、「別表第 3」を「別表第 2」に改め、同項を同条第 3 項とする。

第 2 条第 2 項中「保健センター」を「健康センター」に改める。

第 2 条の 2 第 1 項中「保健センター」を「健康センター」に改め、同条第 2 項中「黒埼地域保健福祉センター内の別表第 4」を「西区黒埼健康センター内の別表第 3」に、「新津地域保健センター内の別表第 5」を「秋葉区新津健康センター内の別表第 4」に改める。

第 2 条の 3 第 1 項中「保健センター」を「健康センター」に改める。

第 3 条第 1 項中「保健センター」を「健康センター」に、「別表第 5 1 及び 2」を「別表第 4 1 及び 2」に改める。

第 7 条第 2 項中「別表第 4 又は別表第 5」を「別表第 3 又は別表第 4」に改める。

第 9 条第 1 項中「別表第 4 及び別表第 5 3」を「別表第 3 及び別表第 4 3」に改め、同条第 2 項中「別表第 5 1 及び 2」を「別表第 4 1 及び 2」に改める。

第 15 条中「豊栄地域保健センター」を「北区豊栄健康センター」に改める。

別表第 1 及び別表第 2 を次のように改める。

別表第 1（第 1 条関係）

名称	位置	施設
----	----	----

北区北地域保健福祉センター	新潟市北区松浜 1 丁目 7 番地 1	健康相談室，会議室
東区石山地域保健福祉センター	新潟市東区石山 1 丁目 1 番 1 2 号	健康相談室，会議室
東区中地域保健福祉センター	新潟市東区松島 2 丁目 4 番 7 号	栄養指導室，健康相談室，会議室
中央区東地域保健福祉センター	新潟市中央区明石 2 丁目 3 番 2 5 号	栄養指導室，健康相談室，機能訓練室，会議室
中央区南地域保健福祉センター	新潟市中央区新和 3 丁目 3 番 1 号	栄養指導室，健康相談室，機能訓練室，会議室
中央区中央地域保健福祉センター	新潟市中央区関屋下川原町 1 丁目 3 番地 1 1	栄養指導室，健康相談室，会議室
西区西地域保健福祉センター	新潟市西区内野町 4 7 1 番地	健康相談室，機能訓練室，会議室
西蒲区巻地域保健福祉センター	新潟市西蒲区巻甲 4 3 6 3 番地	栄養指導室，機能訓練室，母子保健室，研修室，多目的ホール

別表第 2（第 1 条関係）

名称	位置	施設
北区豊栄健康センター	新潟市北区東栄町 1 丁目 1 番地 3 5	栄養指導室，健康相談室，機能訓練室，会議室，乳幼児妊産婦保健指導室
中央区入舟健康セン	新潟市中央区附船町 1 丁目 4 3	健康相談室，機能訓練室

ター	8 5 番地 1	
江南区曽野木健康センター	新潟市江南区天野 2 丁目 8 番 2 号	健康相談室
江南区横越健康センター	新潟市江南区横越中央 1 丁目 1 番 3 号	栄養指導室，健康相談室，会議室，保健指導室，育児相談室
江南区亀田健康センター	新潟市江南区泉町 3 丁目 1 番 3 号	栄養指導室，健康相談室，機能訓練室，母子保健室，保健指導室
秋葉区小須戸健康センター	新潟市秋葉区小須戸 1 2 0 番地	健康相談室
秋葉区新津健康センター	新潟市秋葉区程島 1 9 7 9 番地 4	栄養指導室，機能訓練室，会議室，母子保健室，はつらつホール，ドレミ館，個室，創作室，健康学習室
南区白根健康センター	新潟市南区上下諏訪木 8 1 7 番地 1	栄養指導室，健康相談室，会議室
南区月潟健康センター	新潟市南区月潟 1 4 1 7 番地	栄養指導室，健康相談室，会議室，保健指導室
南区味方健康センター	新潟市南区味方 5 8 3 番地 1	栄養指導室，健康相談室，会議室，保健指導室
西区黒埼健康センター	新潟市西区金巻 7 7 2 番地 1	栄養指導室，健康相談室，機能訓練室，会議室，生活改善

		室，ふれあい食品加工室，ときめき工房室，ふれあい学習室，健康づくり広場，屋外調理場
西区坂井輪健康センター	新潟市西区寺尾東 3 丁目 1 4 番 4 1 号	栄養指導室，健康相談室，機能訓練室，会議室
西蒲区西川健康センター	新潟市西蒲区旗屋 7 0 1 番地 2	栄養指導室，健康相談室，機能訓練室，母子保健研修室
西蒲区岩室健康センター	新潟市西蒲区西中 8 6 0 番地	健康相談室
西蒲区潟東健康センター	新潟市西蒲区三方 3 番地	栄養指導室，健康相談室，保健指導室，健康指導室

別表第 3 を削り，別表第 4 を別表第 3 とし，別表第 5 を別表第 4 とする。

附 則

この条例は，平成 1 9 年 4 月 1 日から施行する。